

官報

号外

昭和二十七年五月二十六日

第十三回参議院會議録第四十三号

昭和二十七年五月二十六日(月曜日)午前十時四十五分開議

議事日程 第四十二号

昭和二十七年五月二十六日

午前十時開議

第一 労働金庫法案(中村正雄君外十名発議) (委員長報告)

第二 工場抵当法及び職業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 国民貯蓄債券法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 設備輸出為替損失補償法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第八 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件(衆議院送付) (委員長報告)

第九 昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書 (委員長報告)

第一〇 昭和二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書 (委員長報告)

〇議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

労働委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

大蔵委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一昨二十四日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

郵政委員会に付託

簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

労働金庫法案可決報告書

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案修正議決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

○議長(佐藤尚武君) 松浦清一君。

○議長(佐藤尚武君) 松浦清一君。私はこの際、漁業対策に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小笠原三三男君 私は松浦君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 松浦君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。松浦清一君。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 私は社会党第二控室を代表いたしました。アメリカにおける日本の輸入冷凍まぐろに関する関税の問題その他緊急を要する漁業條約の問題等につきまして、政府の所信を質したいと存じます。

最近の新聞紙の伝えるところによりまして、今月九日の米国内閣財政委員会は、生及び冷凍まぐろに対する輸入関税創設の法案を可決したとのことをごさいます。尤もこの法案はなお上院本会議において審議されることでもあり、且つこの上院財政委員会の態度に對しましてアチソン國務長官は、国内における少数業者の利益を図るために経済的國家主義政策をとることは、必ずや自由主義國家群の結束を乱し、モスクワに乗せられる隙を與えることになるであろうと、強く反対の意思を表明しておりますので、これが最後の決定ではないと思ひますが、今日までの米議会の下院をすでに通過いたしております経緯、上院財政委員会に對する業界よりの圧力等から推測いたしまして、甚だ樂觀を許さざる状態にあることは事實であります。

この法案は昨年の十月に下院を通過いたしました上院に送付せられまして、爾來財政委員会で審議中のもののごさいます。法案の内容は、生及び冷凍まぐろ一ポンドに對し三セント、即ちトン当り六十ドルの税金を新たに課せんとするものであります。米國はすでに昨年の一月、油漬まぐろに對する輸入税を、従来の二二・五%から四五%に大幅の改訂増税を実施いたしました。そのために日本の油漬まぐろの對米輸出は昨年度においては全滅の慘状となり、止むなく、外貨獲得上多大の不利を甘受しながら、比較的加工程度が低く税率の低い塩漬及び税金のかからない冷凍物に切替えて、辛うじて難局を切抜けて來た実情であります。而もこの間、あらゆる統制を撤廃するといふ自由主義經濟を信條とする吉

田内閣の下において、この漁業に關してのみは、輸出貿易管理令に基きまして、まぐろ罐詰類は年間百万箱、冷凍まぐろについては年間一萬二千トンに制限を受けておるのであります。又国内消費量も御承知の通りすでに限度に達しておりますので、業界においては、あたら旺盛な生産意欲を抑制をいたしまして、政府の外交的措置によつて明るい途の開かれることをひたすらに待望しておたのであります。併しこの種の外交は政府對政府の責任に歸する問題でありまして、如何に外交通過で、アメリカ政府に信頼の厚い吉田總理でも、日米安全保障條約に基き行政協定でアメリカに對する信用を一段と高められた岡崎外務大臣でも、アメリカ議會に對してまでなかくその手の及ばないことは、まるつきり理解ができません。併しなが

ら今までの我々の常識として、この種の關稅障壁を設ける場合は、輸入商品が極度にダンピングされるか、或いは又国内商品に對して外國商品が不当な競争を以て挑戦して來て、国内産業が極度の圧迫を受けるときには、適度の關稅障壁を設けまして、国内商品と外國商品との價格の調整を図つて行くといふことはあり得ないことではございません。併しなが

ら本例においてあらゆる自衛をして、アメリカ上院の財政委員会が日本の立場を理解した結論を出すことを期待しておたのであります。それにもかかわらず、このような結果を見たといふことは、一体どこに原因があるのか、ごさいます。アメリカ議會が一部の業界の圧力に屈して、日本經濟の自立は、即ち米英を中心とする自由主義國

家群の總體的な經濟力を強固にするという、連帶的な責任と理想を捨てた結果であると断定してよいのか、それとも日本政府自体の外交的な手腕の拙劣な結果に基くものであるのか、この点、岡崎外務大臣の的確な判断に基いて懇切にお教を願ひたいのであります。

又この關稅がアメリカ上院本會議を通過して正式に制定されることになると、對米輸出一萬二千トンのまぐろは引合ひがとれなくなりまして、曾つて前例のない、自由漁業海域におけるまぐろ漁業も、自然的な制限を余儀なくされる虞れがあります。我が國における戰前戰後の漁獲總量の比は、戰後、ソ連領、北千島、北太平洋、台灣、朝鮮、南洋群島等の海域において、三十八萬四千三百二十六トンの漁獲量が失われております。講和條約の発効に伴い、日米加漁業條約も発効して、僅かに「さけ」、「ます」漁業の三船団が先般北洋に向つて出て行つた。少しは漁獲量も殖えて、国内消費も榮になり、輸出水産物も殖えて來て、日本の水産界に明るさを増して來た途端に、このまぐろの關稅障壁は、事實上の操業制限を食つたようなものであります。マツカーサー・ラインがとれても、北洋ソ連關係や東支那海の漁業は、今までも少しも交わらない暗雲に閉ざされております。又沿岸の漁業はすでに枯渇して、昭和三十一年までには一萬八千隻の小型底曳網漁船を整理しなければならぬといふ実情であります。魚が單なる嗜好品ではなくて重要な食糧であるといふことがおわかりになれば、農林大臣は日本の漁業の將來をどのような方向に持つて行こうとしておられるのか、具體的な現実問題としては、アメ

リカのまぐろに對する關稅問題に對してのよきな途を開いて行かれるのか。御所信のほどを伺ひたいと思ひます。

以上お伺ひいたしました点から考へてみて、政府は速かに代表なり使節團なりをアメリカ議會に派遣して、十分の理解を求めらるべきと思ひますが、外務大臣や農林大臣は、そんなことをしなくても上院の本會議では大丈夫だと思つておられるのか、又はこの法律には大統領が署名しないでも考へておられるのか、又他の有効な方法を考へておられるのか、ここは非常に重要なところでありまして、メモを抜きにして、お考へ通りを率直にお答を願ひたいと思ひます。

更にもう一点は、以上述べましたように、沿岸における漁獲量がすでに限度に達して居るとすれば、これからの日本漁業は遠洋漁業を目指して行くよりほかに途はございません。従つて、中共、ソ連は暫らく別として、條約可能と考へられるインドネシア、インド、ノールウェー、オーストラリア、フィリッピン等に對して、今日まで政府のつとて來られた態度、殊に韓國に對しては、李承晩ラインの宣言がありまして以來、本年二月頃から交渉が進められて居るとのことでありまして、その内容と現在までの経過等に對して、外務大臣の御説明を願ひたいと思ひます。

又最近濠洲連邦議會におきましては、一九五二年真珠貝漁業法を制定して、公海における操業の自由に對して強い制限主義をとつております。これは丁度韓國における曾つての李承晩ラ

二 労働金庫連合会にあつては労働金庫連合会
 2 この法律によつて設立された金庫以外のものは、その名称中に労働金庫又は労働金庫連合会であることを示すような文字を用いてはならない。
 3 金庫の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九條から第二十一條まで(商号の保護)の規定を準用する。
 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)
 第九條 金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四條(組合の行為への適用除外)各号に掲げる要件を備える組合とみなす。
 (登記)
 第十條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。
 第二章 会員
 (会員たる資格)
 第十一條 労働金庫の会員たる資格を有するものは、左に掲げるもので定款で定めるものとする。
 一 その金庫の地区内に事務所を有する労働組合
 二 その金庫の地区内に事務所を有する消費生活協同組合及び同連合会
 三 その金庫の地区内に事務所を有する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八條(職員の団体)の規定に基き

家公務員の団体、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二條(職員団体の組織)の規定に基き地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会、国民健康保険組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会
 四 前各号に掲げるものの外、その金庫の地区内に事務所を有し、且つ、労働者のための福利共済活動その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつて、その構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体
 2 労働金庫連合会の会員たる資格を有するものは、その連合会の地区の一部を地区とする労働金庫であつて、定款で定めるものとする。
 (出資)
 第十二條 労働金庫及び労働金庫連合会の会員(以下「会員」という)は、出資一口以上を有しなければならない。
 2 出資の一口の金額は、均一でなければならない。
 3 一会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。
 4 会員の責任は、その出資額を限度とする。
 5 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて金庫に對抗することができない。
 (議決権)
 第十三條 会員は、各一箇の議決権を有する。

2 会員は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者(以下「代議員」という)一人を定めて、その氏名を金庫に通知しておかなければならない。
 3 会員は、代議員によつて議決権を行う。但し、第四十九條(總會召集の手続)の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に關し代議員以外に当該会員を代表する者(以下「臨時代議員」という)によつて議決権を行うことを妨げない。
 4 臨時代議員は、代表権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。
 (加入)
 第十四條 金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の拂込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。
 (持分の譲渡)
 第十五條 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有するものにその持分を譲り渡すことができる。
 2 会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。
 3 金庫は、正当な理由がなくて前二項の承諾を拒んではならない。
 4 持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものの権利義務を承継する。

5 会員は、持分を共有することができない。
 (任意脱退)
 第十六條 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。
 (法定脱退)
 第十七條 会員は、左の事由によつて脱退する。
 一 会員たる資格の喪失
 二 解散
 二 破産
 四 除名
 五 持分の全部の喪失
 2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、總會の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その總會の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。
 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に對抗することができない。
 (脱退者の持分の拂戻)
 第十八條 会員は、前條第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。
 (時効)
 第十九條 前條第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
 (拂戻の停止)
 第二十條 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の拂戻を停止することができる。
 (金庫の持分取消の禁止)
 第二十一條 金庫は、会員の持分を取得し、又は債権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を行使するため必要がある場合又は第十六條(任意脱退)の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。
 2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、すみやかに、これを処分しなければならない。
 第三章 設立及び事業免許の申請
 (発起人)
 第二十二條 労働金庫を設立するにはその会員にならうとする七以上のものが、労働金庫連合会を設立するには、その会員にならうとする十五以上の労働金庫がそれぞれ発起人となることを要する。
 2 労働金庫は、五十以上の会員があり、且つ、会員に所属する者を合計した実人員の数が二万人以上である場合でなければ設立することができない。

(定款の作成)
第二十三條 発起人は定款を作成し、これに署名しなければならない。

(創立總會)

第二十四條 発起人は、定款作成後、会員にならうとするものを募り、定款を會議の日時及び場所とともに公告して創立總會を開かなければならない。

2 前項の公告は、會議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 会員たる資格を有するもので創立總會の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たもの(以下「予定会員」という)は、創立總會の議事につき当該予定会員を代表する者(以下「創立總會代議員」という)を創立總會に出席させ、その者によつて議決権を行うことができる。その場合において創立總會代議員は、その代表権を証する書面を創立總會に差し出さなければならない。

6 創立總會の議事は、予定会員の半数以上の創立總會代議員が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

7 創立總會については、第十三條第一項(議決権)及び商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十四條(株主總會の議事録)、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條(第二、四、九、十、十一、十三、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)を適用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」と読み替へるものとする。

(理事への事務引継)

第二十五條 発起人は、創立總會終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の拂込)
第二十六條 理事は、前條の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の拂込をさせなければならない。

(成立の時期)
第二十七條 金庫は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)
第二十八條 金庫の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効の訴)の規定を準用する。

(事業免許の申請)
第二十九條 金庫は、第六條(事業免許)の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附し

て、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない。
一 理由書
二 定款
三 業務方法書(その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利率及び貸付利率の計算その他の業務の方法とする。)
四 事業計画書(その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。)
五 創立總會の議事録
六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面
七 登記簿の謄本
八 最近の日計表
九 役員の名簿
十 事業開始の届出及び免許の失効(事業開始の届出及び免許の失効)は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届けなければならない。
十一 金庫が事業の免許を受けた日から六月以内に事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。
十二 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣及び労働大臣の承認を受けたときは、前項の規定を適用しない。

第三十條 金庫の定款には、左の事項を記載しなければならない。
一 事業
二 名称
三 地区
四 事務所名称及び所在地

(定款)

第三十一條 金庫の定款には、左の事項を記載しなければならない。
一 事業
二 名称
三 地区
四 事務所名称及び所在地

五 会員たる資格に関する規定
六 会員の加入及び脱退に関する規定
七 出資一口の金額並びにその拂込の時期及び方法
八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九 準備金の積立の方法
十 役員の数及びその選任に関する規定
十一 事業年度
十二 公告の方法
十三 金庫の負担に帰すべき設立費用
十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 定款の変更は、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(規約)
第三十二條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
一 總會又は総代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 会員に関する規定
五 その他必要事項
(業務の種類又は方法の変更)
第三十三條 金庫は、その業務の種類又は方法を変更しようとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員)
第三十四條 金庫に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。
3 役員は、總會の議決によつて、代議員のうちから選任する。但し、設立当初の役員は、創立總會の議決によつて、創立總會代議員のうちから選任する。

4 前項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立總會代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。但し、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。
(役員任期)
第三十五條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
(兼職の禁止)
第三十六條 金庫の常務に従事する役員又は理事は、会員の資格として定款で定めるもの以外の金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人(支配人に相当する者を含む)である者であつてはならない。但し、大蔵大臣及

び労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

(理事の責任)

第三十七條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九條第一項(業務報告書等の提出及び備付)に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)

第三十八條 理事は、定款、規約並びに總會及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

- 一 名称並びに主たる事務所及び金庫の地区内における事務所の所在地
- 二 加入の年月日
- 三 出資の口数及び金額並びにその拂込の年月日

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んでならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)

第三十九條 理事は、通常總會の会日の七日前までに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んでならない。

(会計帳簿の閲覧等)

第四十條 会員は、總會員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んでならない。

(役員解任)

第四十一條 会員は、總會員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき總會において承認の議決があつたときは、そ

の請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を總會の議に付し、且つ、總會の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

5 第四十七條第二項及び第四十八條(会員による總會の招集)の規定は、前項の場合に準用する。

(商法等の準用)

第四十二條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(取締役退任の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)、第二百六十五條(取締役と会社間の取引)及

び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十七條(理事の責任)、商法第二百七十四條(報告を求め調査する権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百五十九條から第二百六十六條ノ三まで(取締役会)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九條第二項」と読み替へるものとする。

(顧問)

第四十三條 金庫は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時金庫の重要事項に關し助言を求めることができる。但し、顧問は、金庫を代表することができない。

(参事)

第四十四條 金庫は、理事会の決議により、参事を置くことができる。2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項(支配人の権限)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(營業、取引及び兼職の制限)並びに第四十二條(表見支配人)の規定を準用する。

(参事の解任)

第四十五條 会員は、總會員の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事の

解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(通常總會の招集)

第四十六條 通常總會は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時總會の招集)

第四十七條 臨時總會は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも、招集することができる。

2 会員が總會員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決定しなければならない。

(総会招集の手続)

第四十九條 總會の招集は、会日の十日前までに、會議の目的たる事

項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十條 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の主たる事務所所在地(その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(總會の議決事項)

第五十一條 第十七條第二項(除名)、第三十四條第三項(役員の選任)、第三十九條第二項(決算関係書類の承認)、第四十一條第一項(役員解任)、第五十五條第二項(總代の選任)、第六十二條第一項及び第二項(合併及び事業の譲渡又は譲受)、第六十三條(合併における設立委員の選任)及び第六十七條(解散)に規定する事項の外、左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 その他定款で定める事項

(總會の議事)

第五十二條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席した代議員(臨時代議員を含む)の議決権の過半数で決する。

2 總會においては、第四十九條(總會召集の手続)の規定によりあ

かじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十三條 左の事項については、總會員の半数以上の代議員(臨時代議員を含む)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第五十四條 總會については、商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(總會の議事録)、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條(第二百四十九條を準用する部分を除く)、及び第二百五十三條(第二百四十九條を準用する部分を除く)。(總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、労働金庫法第四十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「労働金庫法第五十三條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十五條 会員の総数が二百をこえる金庫は、定款の定めるところ

により、總會に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款の定めるところにより、總會の議決によつて、会員のうちから公平に選任されなければならない。

3 総代の定数は、その選任の時ににおける会員数の五分の一を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代会については、總會に関する規定を準用する。但し、役員(補欠の役員を除く)、總代(補欠の總代を除く)若しくは第六十三條(合併手続)の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條第二号(解散又は合併)若しくは第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項については、議決することができる。

(出資一口の金額の減少)

第五十六條 理事は、總會において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れてる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十七條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條(株式会社)の資本減少の無効)の規定を準用する。

第五章 事業

第五十八條 金庫は、左の業務及びこれに附随する業務を行うものとする。

(金庫の事業)

一 会員の預金又は定期積金の受入

二 会員に対する資金の貸付

三 会員のためにする手形の割引

2 労働金庫は、前項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一 会員のためにする有価証券の保護預り

二 住宅金融公庫、国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する金融機関の業務の代理

三 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

四 会員に所属する者の預金又は定期積金の受入

五 前号に掲げる者に対する資金の貸付

3 労働金庫連合会は、第一項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一 会員のためにする有価証券の保護預り

二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

第六章 経理

(事業年度)

第五十九條 金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。但し、定款で四月から九月まで及び十月から翌年三月までと定めたときは、その定による。

(法定準備金)

第六十條 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相當する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当)

第六十一條 金庫は、損失をてん補し、前條第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分重又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

第七章 合併及び事業の譲渡

又 は 譲 受

(合併及び事業の譲渡又は譲受)

第六十二條 金庫が合併し、又はその事業の全部若しくは一部を譲渡

するには、総会の議決を経なければならぬ。

2 金庫は、総会の議決を経て、信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

4 金庫の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十六條及び第五十七條(出資一口の金額の減少)の規定を準用する。

第六十三條 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ總會において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

2 前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員の代議員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常總會の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三條(特別の議決)の規定を準用する。

(合併の効果)

第六十四條 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併によつて成立する金庫が、その主たる事務所所在地において、第七十五條合併の場合における登記)に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する金庫又は合併によつて成立した金庫は、合併によつ

て消滅した金庫の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第六十五條 金庫の合併については、商法第四條から第六六條まで及び第八八條から第九一一條まで(各名会社の合併の無効並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(事業の全部の譲渡)

第六十六條 金庫は、その事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対して、民法第四百六十七條(指名債権譲渡の對抗要件)の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。この場合において、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十七條 金庫は、左の事由によつて解散する。

- 一 總會の決議
 - 二 合併
 - 三 破産
 - 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
 - 五 事業の全部の譲渡
 - 六 事業免許の取消
- 2 金庫は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

(商法等の準用)

第六十八條 金庫の解散及び清算については、商法第十六條(清算中の会社の存続)、第二百二十四條(清算人の職務権限)、第二百二十五條(弁済期に至らない債務の弁済)、第二百二十九條第二項及び第三項(会社代表の権限)、第三百三十一條(財産の社員への分配)、第四百十七條から第四百二十四條まで(清算人の決定、清算人の職務)、第四百二十六條(清算人の解任)及び第四百二十七條(清算の終了)並びに非訟事件手続法第三百三十六條(管轄裁判所)、第三百三十七條から第三百三十八條まで(清算人の選任、解任)及び第三百三十八條ノ三(清算人に対する報酬)の規定を、

金庫の清算人については、第三十七條から第四十條まで(理事の責任、定款その他の書類の備付等)、第四十六條から第四十八條まで(通常總會の召集、臨時總會の召集等)並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで(取締役会並びに取締役の職務の執行及び会社代表、第二百六十五條(取締役と会社間の取引)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八條ニオイテ準用ス

ル同法第三十九條第二項」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引キ續キ発行済株式ノ総數ノ百分の三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總會員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル會員」と読み替へるものとする。

第九章 登記

(設立の登記)

第六十九條 金庫は、第二十六條(出資の拂込)の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地区
 - 四 事務所
 - 五 出資の一口の金額、総口数及び総額
 - 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 七 役員の名氏及び住所
 - 八 金庫を代表すべき理事の名氏
 - 九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定
 - 十 公告の方法
- 3 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足る。

(事務所の移転の登記)

第七十一條 金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十九條第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足る。

(変更の登記)

第七十二條 前二條に規定するものの外、第六十九條第二項(設立の登記の記載事項)の事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 第六十九條第二項第五号の事項
 中出資の総口数及び総額の変更の
 登記は、前項の規定にかかわらず、
 毎事業年度末日現在により、
 事業年度終了後、主たる事務所の
 所在地においては四週間以内に、
 従たる事務所の所在地においては
 五週間以内にすれば足りる。
 (参事の登記)

第七十三條 金庫が参事を選任した
 ときは、二週間以内にこれを置い
 た事務所の所在地において、参事
 の氏名及び住所、参事を置いた事
 務所並びに数人の参事が共同して
 代理権を行うべきことを定めた
 きはその旨を登記しなければなら
 ない。その登記した事項の変更及
 び参事の代理権の消滅について
 も、また同様とする。

(解散の登記)
 第七十四條 金庫が解散したとき
 は、合併及び破産の場合を除い
 て、主たる事務所の所在地におい
 ては二週間以内に、従たる事務所
 の所在地においては三週間以内
 に、解散の登記をしなければなら
 ない。

(合併の場合における登記)
 第七十五條 金庫が合併するとき
 は、合併に必要な行為を終つてか
 ら、主たる事務所の所在地におい
 ては二週間以内に、従たる事務所
 の所在地においては三週間以内
 に、合併後存続する金庫について
 は変更の登記を、合併によつて消
 滅する金庫については解散の登記
 を、合併によつて成立する金庫に
 ついては第六十九條第二項(設立
 の登記の記載事項)の事項の登記

を、それぞれしなければならな
 い。

(清算人の登記)
 第七十六條 清算人は、その就職の
 日から、主たる事務所の所在地に
 おいては二週間以内に、従たる事
 務所の所在地においては三週間以
 内に、清算人の氏名及び住所を登
 記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記した事項
 の変更の登記については、第七十
 二條第一項(変更の登記)の規定を
 準用する。

(清算終了の登記)
 第七十七條 金庫の清算が終了した
 ときは、清算終了の日から、主た
 る事務所の所在地においては二週
 間以内に、従たる事務所の所在地
 においては三週間以内に、清算結
 了の登記をしなければならぬ。

(管轄登記所及び登記簿)
 第七十八條 金庫の登記について
 は、その事務所の所在地を管轄す
 る法務局若しくは地方法務局又は
 その支局若しくは出張所を管轄登
 記所とする。

2 各登記所に、労働金庫登記簿及
 び労働金庫連合会登記簿を備え
 る。

(設立の登記の申請)
 第七十九條 金庫の設立の登記は、
 役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款、
 役員たることを証する書面、代表
 理事に関する理事会の議事録並び
 に出資の総口数及び第二十六條
 (出資の拂込)の規定による出資の
 拂込のあつたことを証する書面を
 添附しなければならない。

3 合併による金庫の設立の登記の
 申請書には、前項の書面の外、第
 六十二條第四項において準用する
 第五十六條第二項(出資一口の金
 額の減少の場合の公告及び催告)
 の規定による公告及び催告をした
 ことを証する書面並びに異議を述
 べた債権者があつたときはこれに
 対し、弁済し、若しくは担保を供
 し、又は財産を信託したことを証
 する書面を添附しなければならない。

第八十條 第六十九條第三項(設立
 の登記)の規定による登記は、代
 表理事の申請によつてする。
 (事務所の新設、移転及び変更の
 登記の申請)

第八十一條 金庫の事務所の新設又
 は移転その他第六十九條第二項(設
 立の登記の記載事項)の事項の変
 更の登記は、代表理事又は代表清
 算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務
 所の新設又は移転その他登記事項
 の変更を証する書面を添附しなけ
 ればならない。

3 出資一口の金額の減少又は金庫
 の合併による変更の登記の申請書
 には、前項の書面の外、第五十六
 條第二項(第六十二條第四項にお
 いて準用する場合を含む)の規定
 による公告及び催告をしたことを
 証する書面並びに異議を述べた債
 権者があつたときはこれに對し、
 弁済し、若しくは担保を供し、又
 は財産を信託したことを証する書
 面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)
 第八十二條 第七十三條(参事の登
 記)の規定による登記は、代表理
 事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、参事の選任
 の登記の申請書には参事の選任を
 証する書面及び数人の参事が共同
 して代理権を行うべきことを定め
 たときはその旨を証する書面を、
 その他の登記の申請書にはその事
 項を証する書面を添附しなければ
 ならない。

(解散の登記の申請)
 第八十三條 第七十四條(解散の登
 記)の規定による解散の登記は、
 代表清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散
 の事由を証する書面を添附しなけ
 ればならない。

第八十四條 第七十五條(合併の場
 合における登記)の規定による解
 散の登記は、合併によつて消滅す
 る金庫の代表理事の申請によつて
 する。

2 前項の申請については、第七十
 九條第三項及び前條第二項(合併
 による設立の登記及び申請書の添
 附)の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)
 第八十五條 第七十六條第一項(清
 算人の登記)の規定による登記の
 申請書には、理事が清算人でない
 ときは申請人の資格を証する書面
 を添附しなければならない。

2 第七十六條第二項(清算人の変
 更登記)の規定による登記の申請
 書には、登記事項の変更を証する
 書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)
 第八十六條 第七十七條(清算結了
 の登記)の規定による清算終了の
 登記は、代表清算人の申請によつ
 てする。

2 前項の登記の申請には、第六十
 八條(商法等の準用)において準用
 する商法第四百二十七條第一項
 (清算の終了の場合における決済
 報告書の承認)の規定による決済
 報告書の承認を得たことを証する
 書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)
 第八十七條 金庫の設立、合併若し
 くは出資一口の金額の減少を無効
 とし、又は總會の決議を取り消
 し、若しくは無効とする判決が確
 定した場合の登記については、非
 訟事件手続法第三百五條ノ六
 (裁判による会社の設立無効の登
 記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)
 第八十八條 登記した事項は、法務
 局若しくは地方法務局又はその支
 局若しくは出張所において、遅滞
 なく、公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)
 第八十九條 金庫の登記について
 は、非訟事件手続法第三百十九條
 ノ二、第四百二十二條から第四百五
 一ノ六まで及び第四百五十四條から
 第四百五十七條まで(商業登記の通
 則)の規定を準用する。

第十章 雜則
 (実務規定)
 第九十條 大蔵大臣及び労働大臣
 は、この法律による免許又は認可
 に関する申請、届出、業務報告書
 その他の書類の提出その他に關し
 この法律を実施するため必要な手
 続を定めることができる。

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 労働金庫法案

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第九十一條 金庫がこの法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならぬ。

2 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失う。

3 第三十條第三項(やむを得ない事由がある場合の特例)の規定は、前項の場合に準用する。

(不服の申出)

第九十二條 金庫の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は金庫の運営が著しく不当であると思料する委員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を大蔵大臣及び労働大臣に申し出ることができる。

2 前項の申出があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならぬ。

3 金庫が前項の規定による報告書を提出しないときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を調査しなければならぬ。

(検査の請求)

第九十三條 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、金庫の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、大蔵大臣及び労働大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を調査しなければならぬ。

(銀行法の準用)

第九十四條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十條(業務報告書)、第十二條(監査書)、第十九條から第二十二條まで(拂戻停止の公告及び届出、調査権、検査権、経営保全命令)、第二十七條第二項(裁判所による清算人の選任及び解任)及び第二十八條から第三十一條まで(裁判所の清算人任命権、清算監督命令、裁判所の監督権限、検査監督官の権限)の規定は、金庫について準用する。

第九十五條 金庫が法令、定款又は法令に基く大蔵大臣若しくは労働大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

(懲罰)

第九十六條 大蔵大臣及び労働大臣は、前條第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求め、公開による聴問を行わなければならない。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、前項の聴問をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を当該処分を受けるものに通知し、且つ、聴問の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴問においては、当該処分を受けるもの及び利害關係人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5 大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がなくて第一項の聴問に応じなかつたときは、同項の聴問を行わないで前條第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができる。

て、公開による聴問を行わなければならない。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、前項の聴問をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を当該処分を受けるものに通知し、且つ、聴問の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴問においては、当該処分を受けるもの及び利害關係人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5 大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がなくて第一項の聴問に応じなかつたときは、同項の聴問を行わないで前條第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができる。

(権限の一部の委任)

第九十八條 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

(権限の一部の委任)

第九十九條 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、金庫の事業の範囲外において、貸付をし若しくは手形の割引をし又は投機取引のために金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には適用しない。

第九十七條 大蔵大臣及び労働大臣は、第九十二條第二項及び第三項(報告書の提出命令等)、第九十三條第二項(業務状況又は会計状況の検査)並びに第九十四條において準用する銀行法第二十條(業務報告書又は監査書の提出)及び第二十一條(業務状況及び財産状況の検査)の場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任することができる権限の範囲は、政令で定める。

第九十九條 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、金庫の事業の範囲外において、貸付をし若しくは手形の割引をし又は投機取引のために金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には適用しない。

第九十八條 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第九十九條 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、金庫の事業の範囲外において、貸付をし若しくは手形の割引をし又は投機取引のために金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には適用しない。

第九十八條 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

(権限の一部の委任)

第九十九條 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、金庫の事業の範囲外において、貸付をし若しくは手形の割引をし又は投機取引のために金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 金庫の役員、参事その他の職員がその金庫の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対しては同項の罰金を科する。

第九十條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金庫の役員、参事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定に定める登記を怠つたとき。

三 第九十七條第二項、第四十一條第四項又は第四十五條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四條第七項若しくは第五十四條において準用する商法第二百四十四條、第四十二條若しくは第六十八條において準用する商法第二百六十條ノ三又は第六十八條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十三條の規定に違反したとき。

七 第三十四條第五項の規定に違反して役員を補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

第九十三條第三項若しくは第九十三條第二項又は銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠蔽、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

八 第三十六條の規定に違反したとき。

九 第三十八條又は第三十九條(以上の各規定を第六十八條において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第四十條(第六十八條において準用する場合を含む)又は第四十二條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第四十二條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第六十八條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第四十六條の規定に違反したとき。

十三 第五十六條第一項若しくは第五十七條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二條第四項において準用する第五十六條第一項若しくは第五十七條第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十四 第五十六條第二項(第六十二條第四項において準用する場合を含む)、第六十六條第一項、第六十八條において準用する商法第四百二十一條第一項又は銀行法第十九條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。

十六 第六十二條第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十七 第六十八條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十八 第六十八條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 銀行法第十二條に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十條の規定により主務大臣に提出しなければならぬ書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十 第九十五條第一項又は銀行法第二十二條若しくは同法第二十九條の規定により主務大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第二百二條 第八條第二項の規定に違反した者(法人であるときはその代表者)は、一万円以下の過料に処する。

附則 (施行期日) 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇年をこえない期間内において、政令で定める。

(信用協同組合の金庫への組織変更) 2 この法律施行の際、現に存する

信用協同組合は、この法律施行の日から起算して一年以内に總會(総代会を含む)の議決を経て、労働金庫となることができる。

3 前項の規定により労働金庫となる場合において、その信用協同組合の定款、組織その他の事項が労働金庫法又はこれに基く命令の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

4 (役員又は総代に關する経過措置) 第二項の規定により労働金庫となる場合において、現に当該信用協同組合の役員又は総代であるものは、引き続き労働金庫のこれに相当する役員又は総代となるものとし、その任期は、その信用協同組合の役員又は総代の残任期間とする。但し、その残任期間がその金庫の役員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

(登記) 5 第二項の規定による労働金庫への組織変更は、同項の期間内に、労働金庫の主たる事務所の所在地において、第六十九條第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

6 前項の登記は、第二項の規定による總會(総代会を含む)の議決があつた日から二週間以内に行なわれなければならない。

7 第五項の登記については、第六十九條第三項、第七十九條第一項

及び第八十條設立登記の手続の規定を準用する。

8 第五項の登記の申請書には、金庫の定款及び組織変更に関する總會(総代会を設けている組合にあつては総代会を含む)の議事録を添附する外、その信用協同組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その信用協同組合の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

9 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

10 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地以外の地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

11 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

12 登記官吏は、第九項(前項において準用する場合を含む)の手續をしたときは、その信用協同組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

13 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

(預金及び貸付に關する経過措置) 14 信用協同組合が第二項の規定により労働金庫となつたときは、その労働金庫は、第五十八條(金庫

の事業)の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で組合を脱退したものと及びそのものと生計を一にする配偶者その他の親族に対し、組織変更の際に存した預金若しくは定期積金の契約又は貸付の契約を継続することができる。(政令への委任)

15 前各項に定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

(法人税法の改正) 16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「信用金庫連合會、」の下に「労働金庫、労働金庫連合會、」を加える。

(登録税法の改正) 17 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「信用金庫連合會、」の下に「労働金庫、労働金庫連合會、」を、「信用金庫法」の下に「労働金庫法」を加える。

(印紙税法の改正) 18 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ六ノ三 労働金庫又ハ労働金庫連合會ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又ハ積金証書

同條第九号ノ四を第九号ノ五とし、第九号ノ三の次に次の一号を加える。

九三七

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 労働金庫法案

九三七

九三七

九ノ四 労働金庫又ハ労働金庫連合会ノ発スル預金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモ

(地方税法の改正)

19 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「信用金庫連合会」の下に並びに労働金庫若しくは労働金庫連合会を加える。

第七百四十三條第六号中「並びに信用金庫及び信用金庫連合会」を並びに信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会に改める。

第七百四十六條第二項中「第五号から第七号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同項第四号中「市街地信用組合」の下に「並びに労働金庫及び労働金庫連合会」を加える。

(事業者団体法の改正) 20 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「リ制除」を「リ 労働金庫法(昭和二十七年法律第 号)」に改める。

(臨時金利調整法の改正) 21 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「信用金庫連合会」の下に「労働金庫、労働金庫連合会」を加える。

(国民貯蓄組合法の改正) 22 国民貯蓄組合法(昭和十六年法

律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号ノ二の次に次の一号を加える。

三ノ三 労働金庫(ノ預ケ金又ハ定期積金

第四條第一項中「信用金庫預金」の下に「労働金庫預金」を加える。

(割増金附貯蓄の取扱に關する法律の改正) 23 割増金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「信用金庫」の下に「労働金庫」を加える。

(納税貯蓄組合法の改正) 24 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「信用金庫」の下に「労働金庫」を加える。

(経済関係罰則の整備に關する法律の改正) 25 経済関係罰則の整備に關する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九号ノ二の次に次の一号を加える。

十九ノ三 労働金庫法ニ依ル労働金庫及労働金庫連合会

(大蔵省設置法の改正) 26 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第十号中「信用金庫及び信用金庫連合会」を「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫

及び労働金庫連合会)に、「信用金庫」を「信用金庫、労働金庫」に改める。

(労働省設置法の改正)

27 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 労働金庫法(昭和二十七年法律第 号)に基いて、労働金庫又は労働金庫連合会に對し、免許、認可、調査若しくは検査を行い、又は監督のため必要な措置を命ずること。

第七條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 労働金庫法に基いて、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、これを監督すること。

(中村正雄君登壇、拍手) ○中村正雄君 只今議題となりました労働金庫法案に關しまして、法律案の内容並びに委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

労働金庫設立の目的は、労働組合、消費生活協同組合その他の労働者の団体が福利共済活動を行うため、金融の円滑を図り、その健全な発達を促進すると共に、労働者の経済的地位の向上に資することにあるのでありますが、本法律案は、この目的を達成するために必要な労働金庫の設立要件、組織、事業内容及び合併や事業譲渡等に關する規定を定めたものであります。

現在労働金庫と称せられますものは東京都を初め十六の都道府県下に設

立されておりますが、これらはいずれも中小企業等協同組合法の規定に基き、消費生活協同組合等協同組合の組織として設けられておるものであります。今申し上げました消費生活協同組合等の協同組合は、その根拠法といはしめては誠に適當だとは言えないわけでありまして、労働組合等労働者の諸団体を中心とする労働金庫設立の運動は戦後急速に盛んになつたのであります。この現実の情勢にもかかわらず、従来はこれを善導し規制するに適當な法制がなかつたため、信用協同組合として発足して参つたのであります。これがため金庫はその設立運営等に關しまして非常に不便と無理を冒して今日に至つたのであります。労働金庫法案におきましては、かかる現状の不備な点を考慮し、従来は不合理を是正いたしまして、その本来の目的に適合するよう新たな規定を制定いたしておるのであります。

次に、本法案の特徴であります。二、三の点につきまして御説明申し上げます。

第一は、労働金庫の会員となる資格を有する者は、労働組合、生活協同組合等の労働者を主たる構成要素とする団体でありまして、この建前に立つて、議決権、役員を選任等の規定を設け、個々の労働者は会員たるの資格を持つておらないのであります。これは労働金庫の設立運動が労働者団体を中心として行われて来た過去の経緯から考へると、個人加入を認めておる現在の状態は、中小企業等協同組合法の要件に適合させるためであつて無理を冒しておるのであります。当然是正せられるべきものであり、又將來の

福利共済活動のための金融事業の健全なる発達を考へると、それは全く必要な措置として規定されておるのであります。かくすることにしまして、初めて預金の吸収が広汎に行われ、貸付の適正、経費の節約等が可能であると考へられてゐるからであります。

第二は、労働金庫は一種の金融機関

でありまして、その組織運営に關しましては、公益的の見地からいたしまして、中小企業等協同組合法と比較いたしますると遙かに行政庁の監督権限を強化し、又金融機関として必要な規定を種々取入れているのであります。併しながら本法案の意図は、しばしば申し上げておきますように、団体を通じて行つ労働者の相互扶助の組織でありまして、金融機関たるの性格に反しない限り、できるだけ自主的な協同組織体としての原則に立つて、それに適合した規定を設けておるのであります。

第三は、この法律案に基き労働金庫の事業は、広く労働者の福祉の増進と労働組合運動とに直接且つ密接な関連を有します關係上、法律の施行の任に當る行政官庁といたしましては、大蔵大臣の專管とせず、労働大臣と大蔵大臣の共管といたしてゐる点であります。この規定によりまして、労働行政上の必要から労働大臣が法の施行に關するると共に、金融行政上の面からは大蔵大臣がその任に當ることとなり、労働者の貴重なきよる資金を預かる上に支障なきよる万全を期しておる次第であります。

法律案の要旨は以上述べた通りであります。次に委員会におきます審議の経過並びに結果につきまして申し上げます。

九三八

労働金庫法案は、労働委員であり
まする全会派の有志議員の共同により
まして、去る五月二十日、本院に提出
され、労働委員会に付託となつたもの
であります。労働委員会は二日間に亘
りまして委員会を開催し、特に二十三
日には大蔵委員会と連合委員会を開
き、審議いたしましたのであります。連合
委員会におきましては、大蔵委員より、労働金庫の設立免許又は行政庁の
監督等の基準に關連し、政府の政治的
意向により金庫の公正な発展が妨げら
れるようなことはいかとの質問があ
りました。政府委員より、さうな
ことはいたさない旨の答弁がありまし
た。そのほか、他の金融機関との競合
の問題、労働金庫経営の健全性と将来
の見通し等に関し質疑がありました。が、それ、提案者側より説明がありま
り、政府側よりの意見の陳述がありま
した。詳細は速記録を御覽願いたいと
思います。

かくて五月二十四日採決をいたしま
したところ、全会一致を以て原案通り
可決すべきものと決定いたしました次第で
あります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、工場
抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正す
る法律案、日程第三、最高裁判所にお

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案外二件

ける民事上告事件の審判の特例に關す
る法律の一部を改正する法律案、日程
第四、裁判所職員定員法等の一部を改
正する法律案(いずれも内閣提出、衆
議院送付)以上三案を一括して議題と
することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先づ委員長の報告を求めま
す。法務委員長小野義夫君。

審査報告書

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部
を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正
議決した。よつて多数意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十七年五月二十三日

法務委員長 小野 義夫
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

伊藤 修 宮城タマヨ
玉柳 實 長谷山行毅
左藤 義詮 吉田 法晴
内村 清次 岡部 常
一松 定吉 中山 壽彦

第一條中工場抵当法第八條第三項
の改正規定の前に次の改正規定を加
える。

第一條第二項に次の後段を加え
る。

營業ノ為放送法ニ謂フ放送ノ目的
ニ使用スル場所亦同シ
工場抵当法第八條第三項の改正規
定及び同法第十條の改正規定中「三
箇月」を「六箇月」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、工場抵当法につい
て、工場財団の分割、合併の制度
を設け、財団の所有権保存登記の
効力の存続期間を延長し、財団が
抵当権の消滅によつては、直ちに
消滅しないことに改め、又鉱業抵
当法については、租賦権を認める
ことに伴う所要の改正をするもの
であつて、適切な改正と認めら
れる。

但し、委員会においては、民間
放送の実施に伴い、放送施設も
又、これを工場とみなして、工場
抵当法の適用をうけしめるのが妥
当と認め、その趣旨の修正を行
うとともに、工場財団の所有権の保
存登記の効力の存続期間及び財団
消滅の期間を、更に三ヶ月延長す
るよう修正を行つた。

二、事件の利害得失

本法案は、財団抵当による金融
の便宜を増進し、事業の発展振興
に寄與するものと認める。

三、費用

本法施行のために、特段の費用
は要しない。

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十七年三月二十七日

参議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部
を改正する法律案
工場抵当法及び鉱業抵当法の一
部を改正する法律

第一條 工場抵当法(明治三十八年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八條第三項を次のように改め
る。

工場財団ハ抵当權ノ登記ガ全部
抹消セラレタル後若ハ抵当權ガ
第四十二條ノ二第二項ノ規定ニ
依リ消滅シタル後三箇月内ニ新
ナル抵当權ノ設定ノ登記ヲ受ケ
ザルトキ又ハ第四十四條ノ二ノ
規定ニ依リ登記ヲ為シタルトキ
ハ消滅ス

第十條中「二箇月」を「三箇月」に
改める。

第十七條の次に次の三條を加え
る。

第十七條ノ二 工場財団ヲ分割ス
ル場合ニ於テ分割後ノ工場財団
ニシテ其ノ登記所ノ管轄地内ニ
之ヲ組成スル工場ナキニ至ルモ
ノアルトキハ登記所ハ分割ノ登
記ヲ為シタル後遲滞ナク其ノ工
場財団ニ関スル登記用紙及其ノ
附屬書類又ハ其ノ原本並ニ工場
財団目録ヲ前條ノ規定ニ依リ其
ノ工場財団ノ管轄登記所ニ移送
スベシ

第十七條ノ三 前條ノ規定ハ第三
十八條第一項ノ登記ヲ為ス場合
ニ於テ工場財団ヲ組成スル工場
ガ其ノ登記所ノ管轄地内ニナキ
ニ至ルトキニ之ヲ準用ス

第十七條ノ四 第十七條第二項ノ
規定ハ合併セントスル工場財団

ガ數箇ノ登記所ノ管轄ニ屬スル
場合ニ之ヲ準用ス但シ合併セン
トスル數箇ノ工場財団ノ内既登
記ノ抵当權ノ目的タルモノアル
トキハ其ノ工場財団ノ登記ヲ管
轄スル登記所ヲ以テ管轄登記所
トス

前項ノ場合ニ於テ合併ノ登記ノ
申請アリタルトキハ管轄登記所
ハ其ノ旨ヲ他ノ登記所ニ通知ス
ベシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ
合併スベキ工場財団ニ関スル登
記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ
原本並ニ工場財団目録ヲ遲滞ナ
ク管轄登記所ニ移送スベシ但シ
其ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以
外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在
ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ遲滞ナ
ク其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知ス
ベシ

第二十二條に次の一項を加え
る。

數箇ノ工場ニ付工場財団ヲ設ク
ル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ
工場毎ニ之ヲ調製スベシ

第三十九條に次の一項を加え
る。

第二十二條第三項ノ規定ハ第一
項ノ目録ニ之ヲ準用ス

第四十二條の次に次の六條を加
える。

第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ
數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇
ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工
場財団ト為スコトヲ得

抵当權ノ目的タル甲工場財団ヲ
分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団

トス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ
合併スベキ工場財団ニ関スル登
記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ
原本並ニ工場財団目録ヲ遲滞ナ
ク管轄登記所ニ移送スベシ但シ
其ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以
外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在
ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ遲滞ナ
ク其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知ス
ベシ

第二十二條に次の一項を加え
る。

數箇ノ工場ニ付工場財団ヲ設ク
ル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ
工場毎ニ之ヲ調製スベシ

第三十九條に次の一項を加え
る。

第二十二條第三項ノ規定ハ第一
項ノ目録ニ之ヲ準用ス

第四十二條の次に次の六條を加
える。

第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ
數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇
ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工
場財団ト為スコトヲ得

抵当權ノ目的タル甲工場財団ヲ
分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団

トス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ
合併スベキ工場財団ニ関スル登
記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ
原本並ニ工場財団目録ヲ遲滞ナ
ク管轄登記所ニ移送スベシ但シ
其ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以
外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在
ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ遲滞ナ
ク其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知ス
ベシ

第二十二條に次の一項を加え
る。

數箇ノ工場ニ付工場財団ヲ設ク
ル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ
工場毎ニ之ヲ調製スベシ

第三十九條に次の一項を加え
る。

第二十二條第三項ノ規定ハ第一
項ノ目録ニ之ヲ準用ス

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案外二件

ト為シタルトキハ其ノ抵当権ハ
乙工場財団ニ付消滅ス
前項ノ場合ニ於ケル工場財団ノ
分割ハ抵当権者ガ乙工場財団ニ
付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非
ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四十二條ノ三 工場ノ所有者ハ
数箇ノ工場財団ヲ合併シテ一箇
ノ工場財団ト為スコトヲ得但シ
合併セントスル工場財団ノ登記
用紙ニ所有権及抵当権ノ登記以
外ノ登記アルトキ又ハ合併セン
トスル数箇ノ工場財団ノ内二箇
以上ノ工場財団ニ付既登記ノ抵
当権アルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

工場財団ヲ合併シタルトキハ抵
当権ハ合併後ノ工場財団ノ全部
ニ及ブ
第四十二條ノ四 工場財団ノ分割
又ハ合併ハ其ノ登記ヲ為スニ依
リテ之ヲ為ス
第四十二條ノ五 前條ノ登記ノ申
請書ニハ工場財団ノ分合ヲ記載
シ仍ホ既登記ノ抵当権ノ目的ダ
ル工場財団ノ分割ノ登記ヲ申請
スル場合ニ於テハ分割後抵当権
ノ消滅スル工場財団ヲ表示シ且
第四十二條ノ三ノ規定ニ
依リ抵当権者ノ承諾アリタルコ
トヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第四十二條ノ六 甲工場財団ヲ分
割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト
為ス場合ニ於テ分割ノ登記ヲ為
ストキハ登記用紙中表示欄ニ分
割ニ因リテ甲工場財団ノ登記用
紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スベ
シ
前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団
ノ目録中乙工場財団ニ属スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工
場財団ノ目録ト為スベシ
前二項ノ手続ヲ為シタルトキハ
甲工場財団ノ登記用紙中表示欄
ニ残余工場ノ表示ヲ為シ分割ニ
因リテ他ノ工場ヲ乙工場財団ノ
登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ
前ノ表示及其ノ番号ヲ朱抹スベ
シ

第一項ノ場合ニ於テハ乙工場財
団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ甲
工場財団ノ登記用紙ヨリ所有権
ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受
付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ
登記官吏捺印スベシ
第四十二條ノ七 甲工場財団ト乙
工場財団トヲ合併スル場合ニ於
テ合併ノ登記ヲ為ストキハ甲工
場財団(合併セントスル工場財
団ノ内既登記ノ抵当権ノ目的ダ
ルモノアルトキハ其ノ工場財
団)ノ登記用紙中表示欄ニ合併
ニ因リテ乙工場財団ノ登記用紙
ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表
示及其ノ番号ヲ朱抹スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団
ノ目録及乙工場財団ノ目録ヲ合
併後ノ工場財団ノ目録ト為スベ
シ
乙工場財団ノ登記用紙中表示欄
ニハ合併ニ因リテ甲工場財団ノ
登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ
乙工場財団ノ表示及其ノ番号ヲ
朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベ
シ
甲工場財団ノ登記用紙中甲区事
項欄ニ乙工場財団ノ登記用紙ヨ
リ所有権ニ関スル登記ヲ移シ其

ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分
ノミニ関スル旨、申請書受付ノ
年月日及受付番号ヲ記載シ登記
官吏捺印スベシ
第四十四條ノ次に次の二條を加
える。
第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵
当権ノ登記ガ全部抹消セラレタ
ルトキ又ハ抵当権ガ第四十二條
ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シ
タルトキハ所有者ハ工場財団ノ
消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得
但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ
所有権ノ登記以外ノ登記アルト
キハ此ノ限ニ在ラズ
第四十四條ノ三 工場財団ヲ目的
トスル抵当権ガ消滅シタルトキ
ハ當事者ハ遲滞ナク其ノ登記ノ
抹消ヲ申請スベシ
第四十八條第一項中「抵当権ノ
登記ガ全部抹消セラレタルトキ」
を「第八條第三項ノ規定ニ依リ工
場財団ガ消滅シタルトキ」に改め
る。
第四十九條及び第五十條を次の
ように改める。

ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分
ノミニ関スル旨、申請書受付ノ
年月日及受付番号ヲ記載シ登記
官吏捺印スベシ
第四十四條ノ次に次の二條を加
える。
第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵
当権ノ登記ガ全部抹消セラレタ
ルトキ又ハ抵当権ガ第四十二條
ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シ
タルトキハ所有者ハ工場財団ノ
消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得
但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ
所有権ノ登記以外ノ登記アルト
キハ此ノ限ニ在ラズ
第四十四條ノ三 工場財団ヲ目的
トスル抵当権ガ消滅シタルトキ
ハ當事者ハ遲滞ナク其ノ登記ノ
抹消ヲ申請スベシ
第四十八條第一項中「抵当権ノ
登記ガ全部抹消セラレタルトキ」
を「第八條第三項ノ規定ニ依リ工
場財団ガ消滅シタルトキ」に改め
る。
第四十九條及び第五十條を次の
ように改める。

第四十九條 工場ノ所有者ガ讓渡
又ハ質入ノ目的ヲ以テ本法ノ規
定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動
産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ
一年以下ノ懲役又ハ十万円以下
ノ罰金ニ処ス
法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ
代理人僱用人其ノ他ノ従業者ガ
其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産
ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタ
ルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其

ノ法人又ハ人ニ對シ同項ノ罰金
刑ヲ科ス
第五十條 前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ
之ヲ論ズ
第二條 鉱業抵当法(明治三十八年
法律第五十五号)の一部を次のよ
うに改正する。
第二條に次の一号を加える。
六 工業所有権
第二條の次に次の一條を加え
る。
第二條ノ二 探掘権ハ租鉱権ノ目
的タルトキト雖モ之ヲ鉱業財団
ニ属セシムルコトヲ得
鉱業財団ニ属スル探掘権ハ抵当
権者ノ同意ヲ得テ之ヲ租鉱権ノ
目的ト為スコトヲ得
附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律による改正後の工場抵
当法第十條の規定は、この法律の
施行の際現に効力を有する工場財
団の所有権保存の登記で、その工
場財団につきまた抵当権設定の登
記がなされていないものについて
も、適用する。
3 この法律の施行前に提出された
工場財団目録は、法務府令の定め
るところにより、改製する。
4 前項の工場財団目録につき工場
抵当法第三十九條第一項の規定に
より提出すべき目録については、
その工場財団目録が前項の規定に
より改製されるまでは、なお従前
の例による。
5 この法律の施行前に所有権保存

の登記の申請があつた工場財団の
分割又は合併は、第三項の規定に
より工場財団目録が改製された後
でなければ、することができな
い。
6 この法律の施行前に抵当権の消
滅に因り既に消滅した工場財団の
登記用紙の閉鎖については、なお
従前の例による。
7 この法律による改正後の工場抵
当法の規定により登記用紙を移送
すべき登記所若しくはその移送を
受ける登記所又は工場財団の分割
の登記をする登記所が不動産登記
法等の一部を改正する法律(昭和
二十六年法律第五十号) 附則第
二項の規定による工場財団登記簿
の改製を完了しない登記所である
場合における登記については必要
事項は、法務府令で定める。
8 前六項の規定は、鉱業財団及び
漁業財団の登記に、第二項から第
六項までの規定は、港灣運送事業
財団の登記に適用する。
〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

最高裁判所における民事上告事件
の審判の特例に関する法律の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十七年五月二十二日
参議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

の登記の申請があつた工場財団の
分割又は合併は、第三項の規定に
より工場財団目録が改製された後
でなければ、することができな
い。
6 この法律の施行前に抵当権の消
滅に因り既に消滅した工場財団の
登記用紙の閉鎖については、なお
従前の例による。
7 この法律による改正後の工場抵
当法の規定により登記用紙を移送
すべき登記所若しくはその移送を
受ける登記所又は工場財団の分割
の登記をする登記所が不動産登記
法等の一部を改正する法律(昭和
二十六年法律第五十号) 附則第
二項の規定による工場財団登記簿
の改製を完了しない登記所である
場合における登記については必要
事項は、法務府令で定める。
8 前六項の規定は、鉱業財団及び
漁業財団の登記に、第二項から第
六項までの規定は、港灣運送事業
財団の登記に適用する。
〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

最高裁判所における民事上告事件
の審判の特例に関する法律の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。
昭和二十七年五月二十二日
参議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

の法律と同趣旨の下に立案された行政機関職員定員法の一部を改正する法律におきましては、国会において右のごとき規定が削除されましたので、その結果として生ずる裁判所職員と一般公務員との間の不均衡を是正するための措置をとらうとするものであります。

第三は、檢察審査会事務官は裁判所事務官の中から命ぜられることになつておるのであります。前国会の行政整理による定員法の改正によつて、裁判所職員の定員が減員されたので、これに伴い、檢察審査会法の関係規定についてこれが調整をいたすこととしたものであります。

以上が本改正案の内容であります。が、委員会におきましては慎重に審議を重ね、各委員より熱心な質疑が行われたのであります。特に伊藤委員よりは、先般裁判所職員についても行政整理を行なつたばかりであるにかかわらず、早々に又その増員を図ることは裁判所当局の無定見を示すものではないかとの強い質問がされたのであります。が、裁判所の説明員よりは、今回の増員は先般の行政整理とはおのずから事情を異にするものがあり、必要止むを得ない増員である旨の答弁があつたのであります。

委員会におきましては、討論終結の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て本改正法案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。先ず工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案全部を問題に供し

ます。委員長は報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

審査報告書
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年五月二十四日
内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
楠見 義男 山田 佐一
鈴木 直人 中川 幸平
栗栖 越夫 松原 一彦
三好 始 竹下 豊次

附則第一項中「日本国との平和條約の最初の効力発生の日」を「公布の日」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件は、平和條約の最初の効力発生の日以後も昭和二十八年三月三十一日まで法律としての効力を有するものとする。同時に、同令によつて制限されている軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として審議會を設置することは妥當な措置と認められた。但し施行日を公布の日からと修正した。

二、事件の利害得失
この措置により軍人等の恩給支給に關しその適正な措置を期することができる。

三、費用
本法施行のため要する費用は約七十五万円である。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

第一條 恩給法の特例に関する件の一部(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。
第七條及び第八條を次のように改める。

第七條及第八條 削除
第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。

第二條 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例審議會)
第三條 恩給法の特例に関する件第一條に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に關する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例審議會を置く。

2 前項の恩給法特例審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附則
1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つてゐる者については、なお従前の例による。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中 恩給審査會	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に關する事項を審査すること。
恩給審査會	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に關する事項を審査すること。
恩給法特例審議會	恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に關する重要事項を調査審議すること。

〔河井彌八君發言、拍手〕
○河井彌八君 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案につき、先ず順序を御報告いたします。この法律案の提案の理由とその内容を御説明いたします。

この法律案は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件と題する昭和二十一年勅令第六十八号につきまして、講和條約の効力発生に伴う所要の措置を講じようとするものであります。旧軍人軍属及びその遺族に支給する恩給及び扶助料の措置を如何にするかという事柄であります。昭和二十年十一月二十四日、連合国最高司令官から日本政府に発せられた覚書によりまして、この勅令が制定せられまして、昭和二十一年二月一日から施行せられることになったのでございますが、この勅令によりまして、軍人及びその遺族並びに昭和二十一年勅令第四号第一條に規定する者以外の軍属及びその遺族の恩給給與は禁止又は制限せられて今日に至つておるのであります。政府は、これらに停止又は制限せられた軍人軍属の恩給の講和條約の効力発生後における復元の措置につきましては、その復元の措置如何が國家財政その他各方面に及ぼす影響の大きいなることを考慮いたしまして、特に慎重を期することとしたし、講和條約の効力発生後新たに總理府の附屬機關として恩給法特別の審議會を設置いたし、その審議會の公正妥當な結論に基いてこの問題の措置を講ずることとし、明年、即ち昭和二十八年三月三十一日まで、右に述べました軍人軍属及びその遺族に対し、現在のごとき恩給取扱を継続することとしたし、恩給法の特例に関する件と題する勅令をば、この法律施行の日以後昭和二十八年三月三十一日まででは法律としての効力を有するものとして存続せしめようとするのであります。即ちこの法律案の第二條及び第三條並びに附則第三項の規定がこれ

に当るものであります。以上がこの法律案の主要な規定の内容であります。なお、そのほかに恩給法の特例に関する件と題する勅令中、講和條約の効力発生に伴つて不要となります規定を削除することとしてあるものであります。即ちこの法律案の第一條及び附則第二項の規定がこれに関するものであります。内閣委員会は、厚生委員会と連合委員会を二回、内閣委員会を四回開きまして、この法律案の審査に當つたのであります。元軍人軍属及びその遺族の恩給に關しましては、第十三回国会の開会以來当院に提出せられた請願は百六十四件、その請願者の数が四万九千六百六十六人、又陳情は六十七件、その陳情者の数が七千四百八十八人という極めて大なる数に上つておるのであります。如何に多数の元軍人軍属並びにその遺族の人たちがこの恩給の問題について重大な関心を持つて心を痛めているかということが、これによつても窺われるのであります。内閣委員会は、かような事情をも考慮いたしまして、この法律案を極めて慎重且つ熱心に審議をいたしましたのであります。法律案の全般の問題につきましては、保利内閣官房長官、池田大蔵大臣、三橋恩給局長より、又特に法律問題につきましては、佐藤法制意見長官、奥野參議院法制局長から説明を求めたのであります。内閣委員会及び内閣・厚生連合委員会におきまして審議によつて明らかにされました点を次に申し上げます。

第一点は、軍人恩給に対する政府の方針についてであります。一般のポツダム勅令、ポツダム政令は、講和條約の最初の効力発生の日から六カ月で効力を失ふこととなつておるのに、軍人等の恩給停止を規定しているポツダム勅令第六十八号だけを特約一年間有効にせんとする理由は如何。元軍人に対しこの際何らかの暫定的な援護措置を講ぜずしてこれを放置いたし、依然として恩給停止の状態に置くことは、結果において元軍人に対する懲罰の意味と解するのほかはないが、政府は元軍人特に老齢の元軍人に対して、この一年間を待たず暫定的な措置を講ずる考案を持つてはいないか。政府は軍人恩給の復元の時期を繰上げて、今年度の補正予算において軍人恩給の支給の措置を講じ、復元の實現を促進する考案はないかというような点につきまして、多数の委員から質疑がなされたのであります。これらの質問に對しては、保利内閣官房長官は次のように答弁いたして居るのであります。政府は軍人恩給の問題を極めて重要な事項と考へて考慮を加へ來たつて居る。法律で恩給の支給を確約しておつたことが終戦後履行ができず、反故のような状態に陥らざるを得ない事柄になつたことにつきましては、元軍人のかたがたの心持は察するに余りありと思つておられます。我が國は、被占領地はいたし方がないといつたしましても、独立後の今日においては、政府も國會も挙げてこの軍人恩給の問題について、我が國の現下の財政経済状態等を勘案いたしました上で、一般世人の納得の行くような解決を図ることが必要であると考へて居る。政府は終戦後軍人軍属及びその遺族に對して十分な措置を講じようとする努力がなされたのであります。が、何分被占領下にあつたがために十分な解決ができず今日に至つて居る次第であつて、ただ僅かに戦傷病者と戦死者の遺族の援護について、先に總司令部の承認を得まして暫定措置を講ずることができたのであります。今日我が國は独立の地位に立つたことになつたのであるから、この法律案によつて恩給法特別審議會というものを設け、この審議會によつて軍人恩給の問題を調査審議して、結論を得て、實現の段階に至るまでは一年間くらいの間を必要とするだらうと考へまして、この法律案を提案した次第である。政府は過去日清日露等の戦役において一身を犠牲として國家のために盡した元軍人のかたへに對して、十分な恩給の処遇を講ずることは緊急な問題と考へて、今後も十分誠意を以て軍人恩給の復元に努力する決意であつて、本年度に實現するということを言明することとはできないけれども、若し財政上本年度内においても實現し得る見込が付くならば實現に努力したいと考へる。要するに、政府はこの軍人恩給に関する問題については、すべてこの審議會の今後の調査審議に期待をかけて居るのであつて、軍人恩給についてかくく具体的措置を講ずるといふことを言明することのできないといふことの事情を了承してもらいたいといふのであります。又池田大蔵大臣は財政當局の立場から次のような答弁をいたして居ります。二元軍人軍属のうちで戦傷病者と戦死者の遺族の援護は一日も遅延しがたい事情にあるので、政府は先にこれに関する法律案を提出いたし、その實現を見ることがなつたが、元軍人軍属の恩給の処遇につきましては、できるだけ速かに、又財政の許す限り十分な支給をなし得るよう誠意を以て考慮しております。昭和二十七年中に準備を整へて、二十八年度から實現したい考へである。元軍人軍属の恩給加算を元のままで實現するならば如何ほどの額を要するか、又この加算をいさ少し圧縮するとしたならば如何ほどの額になるのであるかというような問題を、只今財務當局として調査中である。昭和二十七年中に軍人恩給を絶対に實現しないという考へてはない。若し本年度中に審議會で結論が出て財政が許すならば、本年度内に實現したいと考へて居る。元軍人軍属に對して恩給復元の實現に至るまで、本年度内に暫定的な援護措置を講ぜよといふ問題につきましては、この問題は軍人恩給全体の問題と見合せて解決すべき問題であつて、これを切り離して實現することは困難であると考へる」といふ説明でありました。かような答弁によりまして、この軍人恩給復元の問題につきましては今後で得る限り十分な努力をするといふ、政府の誠意のあるところを窺うことができたのであります。

第二点は、恩給法特別審議會についての点であります。この法律案第三條第二項におきまして、審議會の組織等は政令で定めるといふことになつて居るのであります。恩給事務當局の作成した政令案によりまして、この審議會は、内閣總理大臣に建議し、内閣總理大臣の諮問に答申する機關となつておるのであります。又その審議會は委員十五人以上を以て組織し、必要があるときは臨時委員若干人を置くことができることとなつて居ります。これらの委員及び臨時委員は關係行政機關の

り十分な支給をなし得るよう誠意を以て考慮しております。昭和二十七年中に準備を整へて、二十八年度から實現したい考へである。元軍人軍属の恩給加算を元のままで實現するならば如何ほどの額を要するか、又この加算をいさ少し圧縮するとしたならば如何ほどの額になるのであるかというような問題を、只今財務當局として調査中である。昭和二十七年中に軍人恩給を絶対に實現しないという考へてはない。若し本年度中に審議會で結論が出て財政が許すならば、本年度内に實現したいと考へて居る。元軍人軍属に對して恩給復元の實現に至るまで、本年度内に暫定的な援護措置を講ぜよといふ問題につきましては、この問題は軍人恩給全体の問題と見合せて解決すべき問題であつて、これを切り離して實現することは困難であると考へる」といふ説明でありました。かような答弁によりまして、この軍人恩給復元の問題につきましては今後で得る限り十分な努力をするといふ、政府の誠意のあるところを窺うことができたのであります。

第二点は、恩給法特別審議會についての点であります。この法律案第三條第二項におきまして、審議會の組織等は政令で定めるといふことになつて居るのであります。恩給事務當局の作成した政令案によりまして、この審議會は、内閣總理大臣に建議し、内閣總理大臣の諮問に答申する機關となつておるのであります。又その審議會は委員十五人以上を以て組織し、必要があるときは臨時委員若干人を置くことができることとなつて居ります。これらの委員及び臨時委員は關係行政機關の

の再建のために緊要な資金の調達に資することを目的とする。

第二條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、国民貯蓄債券を發行することができる。

2 前項の場合において、第一回の国民貯蓄債券を發行した日の属する會計年度においては、その年度末における国民貯蓄債券のその發行額に、その年度後の毎會計年度においては、当該年度末における国民貯蓄債券のその發行額による發行現在高が百億円を、その年度後の毎會計年度においては、当該年度末における国民貯蓄債券のその發行額による發行現在高が前年度末における国民貯蓄債券のその發行額による發行現在高を控除した残額が百億円を、それぞれこえることとなつてはならない。

(資金運用部資金及び資金運用部特別会計との関係)

第三條 国民貯蓄債券の發行に因る収入金は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)第一條及び第六條第一項の規定にかかわらず、資金運用部資金とし、国民貯蓄債券の償還金及び国民貯蓄債券の買上に必要な資金のうち、当該国民貯蓄債券の發行額に相当するものは、資金運用部資金をもつて充てる。

2 国民貯蓄債券の發行、償還、買上及び抽せんに関する経費並びに国民貯蓄債券についてのその額面金額(当該国民貯蓄債券が買上に係るものであるときは、その買上金額)と發行額との差額に相当する金額、国民貯蓄債券の割増金及び取扱手数料は、資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第九号)第三條の規定にかかわらず、資金運用部特別会計の負担とし、同会計の歳出とする。

3 郵便官署が取り扱つた国民貯蓄債券の取扱手数料は、毎會計年度、予算の範囲内で、資金運用部特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れるものとする。

4 国民貯蓄債券は、無記名とし、その額面金額は、一万円以下とする。

2 国民貯蓄債券の償還期限は、五年とする。

3 国民貯蓄債券は、割引の方法によつて売り出すものとする。

4 国民貯蓄債券には、抽せんにより割増金を附することができる。

5 第一項に規定する額面金額の種類、第三項に規定する割引の歩合、前項に規定する抽せん並びに同項に規定する割増金の等級別金額及び当せんの数その他割増金に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定により割引の歩合及び割増金に關し定をする場合においては、發行する各回ごとの国民貯蓄債券の応募者平均利まわりが、一般の金利水準と権衡を失しないように定めなければならない。

(国民貯蓄債券の買上)

2 前項の買上に關し必要な事項は、政令で定める。

(取扱機関)

第六條 郵便官署は、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上に関する事務並びにその割増金の支拂に關する事務を取り扱うものとする。

2 大蔵大臣は、相互銀行、信用金庫その他政令で定める金融機関又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九号に規定する証券業者に国民貯蓄債券の売りさばきに関する事務を委託して取り扱わせることができる。

3 相互銀行、信用金庫その他前項に規定する金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、国民貯蓄債券の売りさばきに関する業務を行うことができる。

4 第一項又は第二項の規定による事務の取扱に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民貯蓄債券収入金の運用)

第七條 資金運用部資金のうち国民貯蓄債券の發行に因る収入金に相当するものは、資源の開発その他経済の再建に緊要な産業の施設の建設のために必要な資金の供給に資するため、資金運用部資金法の規定により運用するものとする。

(国民貯蓄債券の償還金及び割増金の支拂資金並びに国民貯蓄債券の買上資金の交付)

第八條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券の償還金及び割増金の支拂に必要な資金並びに国民貯蓄債券の買上資金に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の買上に關し必要な事項は、政令で定める。

(取扱機関)

第九條 国民貯蓄債券の消滅時効は、償還金については十年、割増金については五年をもつて完成する。

(割増金に対する非課税)

第十條 国民貯蓄債券の割増金に對しては、所得税を課さない。

(国債に關する法律等の不適用)

第十一條 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第五十七條、国債に關する法律(明治三十九年法律第三十四号)及び国債関係事務簡便化に關する法律(昭和十八年法律第十一号)第二條の規定は、国民貯蓄債券については、適用しない。

2 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の適用については、国民貯蓄債券は、国債でないものとみなす。

(国民貯蓄債券に關する事務の委任)

第十二條 大蔵大臣は、国民貯蓄債券に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の事務の取扱手続は、大蔵大臣が定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号「国債」の下に「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)」を加える。

第十二條第一項に次の一号を加える。

十八 国民貯蓄債券に關すること。

3 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「日本放送協會から委託された事務及び」を「日本放送協會から委託された事務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に關する事務」に改める。

第九條第一号中「及び郵便振替貯金」を「郵便振替貯金及び国民貯蓄債券」に改める。

4 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「日本放送協會から郵政省に委託された事務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に關する事務」を加える。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

附備編出為替損失補償法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十六日

衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 国民貯蓄債券法案外二件

九四五

設備輸出為替損失補償法案
設備輸出為替損失補償法

(目的)

第一條 この法律は、設備を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立することによつて、本邦経済の維持及び発展に寄與する重要物資の輸入の確保に資する設備輸出の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 本邦通貨 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号、以下「法」といふ。)第六條第一項第三号に規定する本邦通貨をいふ。
- 二 外国通貨 法第六條第一項第四号に規定する外国通貨をいふ。
- 三 外国為替相場 法第七條第一項に規定する基準外国為替相場又は同條第二項に規定する裁定外国為替相場をいふ。
- 四 設備輸出 設備(船舶及び車両を含む。)並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されるものの本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供をいふ。
- 五 設備輸出者 設備輸出を行ふ者をいふ。設備輸出に伴う損益がその輸出に係る設備等の製造

業者に属する場合には、当該製造業者を含む。

(為替損失補償契約)

第三條 政府は、設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際收支上有利な地域に開拓し、又は国際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定めるこれに準ずる場合において、設備輸出者を相手方として、その者が当該設備輸出に伴つて受領すべき対価(当該対価のうち受領期日の異なる部分があるときは、そのそれぞれの受領期日の異なる部分の対価)の全部又は一部につき外国為替相場の変更によつて一定の日において受けべき損失を補償する契約を締結することができる。

2 設備輸出者は、前項の契約(以下「補償契約」といふ。)を締結する場合においては、当該契約において、当該契約に係る設備輸出に伴つて受領すべき対価(当該契約に係る部分に限る。以下「補償契約に係る対価」といふ。)の当該契約の締結の日において定められている受領期日を、同項に規定する一定の日(以下「損失確定予定日」といふ。)として定めておかなければならない。

3 補償契約を締結する場合においては、その締結の結果、その締結の日から当該契約に定める損失確定予定日までの期間が五年をこえることとなつてはならず、且つ、締結したすべての補償契約についてのそれぞれの補償契約に係る対価を

表示する外国通貨の額をそれぞれ補償契約の締結の日における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額の合計額が、百億円をこえることとなつてはならない。

(補償料)

第四條 補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額を当該契約の締結の日における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額(以下「契約締結日における本邦通貨額」といふ。)に、当該契約の締結の日から当該契約に定められている損失確定予定日までの期間に応じ、外国為替相場の変動の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

(損失の発生及び補償金の額)

第五條 補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額を当該契約に定められている損失確定予定日(当該対価の全部又は一部が当該日前に受領されたときは、その受領された部分については、その受領の日)における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額(以下「損失確定日における本邦通貨額」といふ。)が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額に満たないときは、当該対価について損失が発生したものとし、政府は、当該契約に基いて、その満たない額に相当する金額を補償する。

(為替利益の納付)

第六條 補償契約に係る対価についての損失確定日における本邦通貨額が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額をこえるときは、当該契約を締結した設備輸出者は、そのこえる額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(輸出信用保険法との関係)

第七條 補償契約を締結した設備輸出者が、当該契約に係る設備輸出の契約に關しその者が受ける損失のてん補のための輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の規定による輸出信用保険の保険金を受け取ることとなつた場合には、前二條の規定は、補償契約に係る対価(当該損失の発生の原因となつた保険事故の生じた部分に限る。)については適用しない。

(補償金の交付並びに補償料及び納付金の納付等の手続)

第八條 第五條の規定による補償金の交付の時期並びに第四條の規定による補償料及び第六條の規定による納付金の納付の時期その他当該交付及び納付に關し必要な手続は、政令で定める。

(損失確定予定日の延期)

第九條 設備輸出者は、その締結した補償契約(当該契約の締結の日から損失確定予定日までの期間が五年に満たないものに限り)について損失確定予定日を延期しようとするときは、大蔵大臣に対し、その旨の申込をすることができ

2 大蔵大臣は、補償契約について前項の申込を受けた場合において、必要があると認めるときは、その申込に應ずることができ、この場合において、その申込に應じた結果、当該契約の締結の日から損失確定予定日までの期間が五年をこえることとなつてはならない。

(補償契約の解除)

第十條 補償契約に係る設備輸出の契約が当該補償契約を締結した設備輸出者の責に歸することのできない事由により解除された場合又は補償契約に係る対価を当該契約を締結した設備輸出者の責に歸することのできない事由により損失確定予定日までに受領することができないことが明らかになつた場合においては、大蔵大臣は、当該補償契約の解除の申込に應ずることができ、

(外国為替の売予約の禁止)

第十一條 補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価について外国為替の売予約を行つてはならない。

(制裁)

第十二條 大蔵大臣は、設備輸出者がこの法律、この法律に基く命令若しくは法の規定又は補償契約の條項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を支拂わず、その全部若しくは一部を返還させ、又は補償契約を解除することができ、

(補償契約の解除の効力)

第十三條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百二十條(貸借借

の解除の効力)の規定は、第十條及び前條に規定する補償契約の解除について準用する。
(不服の申立)
第十四條 設備輸出者は、第五條の規定による補償金、第四條の規定による補償料若しくは第六條の規定による納付金の額の決定又は第十二條の規定による措置について不服があるときは、大蔵大臣に對し、その旨を申し立てることが出来る。

2 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、大蔵省令で定める手続に従い、公開による聽聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対してその旨を通知しなければならない。
(事務の一助委任)
第十五條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に関する事務その他この法律の規定に基き事務の一部を日本輸出入銀行に取り扱わせることが出来る。

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八條の規定にかかわらず、前項の事務を行うことができる。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條第十三号の次に次の一号を加える。

十三ノ二 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第 号)に規定する補償契約に関すること。
第十條第十四号中「前三号」を「前四号」に改める。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求むるの件右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 讓治
參議院議長 佐藤尚武殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求むるの件右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 讓治
參議院議長 佐藤尚武殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求むるの件右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 讓治
參議院議長 佐藤尚武殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求むるの件右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 讓治
參議院議長 佐藤尚武殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求むるの件右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年五月二十二日
衆議院議長 林 讓治
參議院議長 佐藤尚武殿

二十二年法律第六十七号)第百五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求むる。
別表
税関支署出張所、税関監視署及び税関支署監視署の新設

一 税関支署出張所	
所轄税関	税関支署出張所名
門司	津久見税関支署佐伯出張所
函館	釜石税関支署大船渡出張所
位置	佐伯市
位置	大船渡市
二 税関監視署及び税関支署監視署	
所轄税関	監視署名
神戸	神戸税関支署監視署
門司	津久見税関支署佐伯ノ関監視署
函館	鹿兒島税関支署中ノ島監視署
位置	姫路市
位置	大分県北海部郡佐賀ノ関町
位置	鹿兒島県大島郡十島村

備考
降格又は廃止する出張所及び監視署
税関支署出張所(監視署に降格)
一 税関支署出張所(監視署に降格)
所轄税関 出張所名 位置
函館 青森税関支署大湊出張所 青森県下北郡大湊町
二 税関出張所(廃止)
所轄税関 出張所名 位置
門司 門司税関六連出張所 下関市
三 税関監視署及び税関支署監視署(廃止)
所轄税関 監視署名 位置
神戸 神戸税関支署監視署 兵庫東灘区家島町
神戸 神戸税関支署監視署 兵庫東灘区三原町
門司 津久見税関支署佐伯監視署 佐伯市
函館 釜石税関支署大船渡監視署 大船渡市

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕
○平沼彌太郎君 只今上程されました国民貯蓄債券法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
本案は、資本蓄積の一環として国民貯蓄債券を政府が発行し、いわゆる浮動購買力を吸収し、その資金を以て資源の開発及び経済再建に緊要なる産業の建設資金の一部に充てることを目的としたものであります。
次に本案の内容について申し上げますれば、第一に、国民貯蓄債券の発行による収入金相当額は、資金運用部において、資源の開発その他経済再建に緊要なる産業施設の建設のため必要な資金を供給するため、資金運用部資金法の規定により運用することとしたものとするものであります。第二に、この債券は政府が直接発行することとし、その発行は毎年度純増百億円を超えない限度にとどめることとしたものとするものであります。第二十七年度においては初年度として純増六十億円を予定しておるのであります。第三に、この債券の発行による収入金は資金運用部資金として管理することとし、発行及び償還に關する経費は資金運用部特別会計において負担することとしたものとするものであります。第四に、この債券の発行条件は、無記名式で割引の方法により売出すものとし、額面金額は一万円以下となつております。償還期限は五年であります。発行後一定の期間を経過したものについては所持人の請求に応じて買上げ償還ができることとしたものとするものであります。なお、この債券の応募者平均利廻りは一般金利水準との権衡を失しない

昭和二十七年五月二十六日 參議院會議録第四十三号 国民貯蓄債券法案外二件

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号 昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額總計算書外一件

ように定めることとしたそうとするものであります。第五に、この債券の売りさばき、償還及び買上げに関する事務並びにこの債券の増金の支拂に関する事務は主として郵便官署で取扱うこととしたそうとするものであります。相互銀行、信用金庫その他政令で定める金融機関及び証券業者も大蔵大臣の委託を受けてこの債券の売りさばきに関する事務を取扱わせることができるとしたそうとするものであります。

本案審議の経過につきましては速記録によることを御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、木村委員より、「本案は、電源開発のための外資導入が困難であるので、その資金の調達のために国民貯蓄債券を発行しようとするものであるが、政府は資金を電源開発に集中し、その他の中小企業及び平和産業に及ぼす金融的影響を考へていない。又、国民貯蓄債券は経済的には公債であるので、財政法第十四條、第四十四條の趣旨よりして妥当ではない。更に、政府の資本蓄積政策は合法的な脱税を認めているが、税制上の不均衡の一環として、国民貯蓄債券に免税の規定を設けることに反対であり、以上の点から本案に反対する」との意見が述べられ、下條委員より、「政府の経済政策は大企業中心であり、中小企業に対する確たる政策を欠いている。本来、中小企業に廻るべき資金を電源開発その他の緊要産業に廻すことには反対であり、本案に反対する」との意見が述べられ、田村委員より、「政府の貯蓄事業は非能率的であり、且つ特殊産業に重点な指向し過ぎて民業を圧迫しないよ

うに注意して欲しい」旨の希望を附して賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。次に設備輸出為替損失補償法案について御報告申し上げます。先ず本案の内容について申し上げます。第一は、設備を輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立し、重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進を図ろうとするものであります。第二は、その為替損失を補償する契約を締結するための条件としては、設備輸出が、重要物資の輸入市場を国際收支上有利な地域に開拓し、又は国際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合といたし、この場合、大蔵大臣は総額百億円の範囲内期間五年以内の為替損失補償契約を行い得ることとしたそうとするものであります。第三は、補償契約を締結した設備輸出者は国庫へ補償料を納付しなければならぬこと、又補償契約に基づく補償金の交付及び為替利益の納付について、それが、所要の規定を設けようとするものであります。第四は補償契約と輸出信用保険法との関係であります。補償契約の対象となつた輸出対価について輸出信用保険の事故が発生して保険金が支拂われた場合は、その保険金にかかる輸出対価の部分については補償契約に基づく補償金の交付及び納付金の納付は行わないこととしようとするものであります。第五は補償契約の解除についての規定であり、設備輸出者の責に帰することのできない事由

により解除された場合、及び設備輸出の対価を当初の受領予定日までに受領することができないことが明らかになつた場合には、大蔵大臣はこれに依つて所定の規定を設けようとするものであります。なお、補償契約の対象となつた輸出為替については充了約を禁止する等について所要の規定を設けようとするものであります。本案は、質疑の後、討論に入り、下條委員より、国際的に通貨事情の不安定の折柄当然の措置であるが、逆に悪用されないように運用面で十分注意されたいとの希望を附して賛成意見が述べられ、木村委員より、本案は重要物資の輸入確保が目的であるが、安易、よりよい物資は中国からの輸入が得策であるから、政治的問題を別にして、これらの輸入が実現するよう努力せられたいとの希望を附して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

○議長(佐藤尚武君) 次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めらるるの件について御報告申し上げます。〔賛成者起立〕

件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。〔異議なしと稱す者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

○議長(佐藤尚武君) 次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めらるるの件について御報告申し上げます。〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

多数意見者署名
澤淵 春次 森 八三一
菊田 七平 小酒井義男
紅露 みつ 宮田 重文
棚橋 小虎 長谷山行敏
小林 孝平 古池 信三
田中 一 郡 祐一
西山 龜七 高橋進太郎
高木 正夫

昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書

右 国會に提出する。

昭和二十七年三月二十九日 内閣總理大臣 吉田 茂

右 岩男仁藏君發議、拍手)

○岩男仁藏君 只今議題となりました昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する決算委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告いたします。

先ず本件の内容を概略を申し上げますと、昭和二十五年年度におきまして、一般会計、特別会計を合計して国有財産の増加額は六百二十七億九千九百九十九万四千九百九十九円、減少額は四百三十九億九千九百九十九万四千九百九十九円、差引純増加額は二百三十八億九千九百九十九万四千九百九十九円となっております。年度末即ち昭和二十六年三月三十一日現在の国有財産の総額は二千七百十六億九千九百九十九万四千九百九十九円でありまして、この内訳は、行政財産九百三十五億九千九百九十九万四千九百九十九円、普通財産一千七百八十億九千九百九十九万四千九百九十九円、皇室用財産一億九千九百九十九万四千九百九十九円、企業用財産六百五十二億九千九百九十九万四千九百九十九円となっております。

次に、国有財産を無償で貸付けましたものは、一般会計、特別会計を合計して、昭和二十五年年度における増加額は五千九百九十九万四千九百九十九円、減少額は一千九百九十九万四千九百九十九円、

円、差引純増加額は三千九百九十九万四千九百九十九円でありまして、年度末における無償貸付の総額は七千九百九十九万四千九百九十九円となっております。

決算委員会におきましては、右二件につきまして政府の説明並びに会計検査院の検査報告を聴取いたしました。上、慎重審議いたしました。委員会における質疑応答の主なるものを申し上げますと、先ず「国有財産法第十三條の規定によれば、公共福祉用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の国有財産をこれらの財産として譲渡するときは、国會の議決を経なければならないことになつてゐるのに、この計算書の中にはこの手續を経ないものが含まれてゐるが、これに対する政府当局の見解はどうか」との質問に對しまして、「御指摘の通り法律の規定に違反したものがございましたことは申訳ないことではあります、これは極めて少額輕微なものであります、特に國會の議決を仰ぐほどのものではないと考えられますが、法律には例外を認める規定がありませんために、このような結果となつた次第でありますので、近くこの法律について改正をお願いしたいと考えております。」との答弁がありました。右の件については、法律違反の事實は明らかであります、一面、法律の規定が実情に合致しないと認められる点もありますので、一応警告を付してこれを承認することとしたしました。その他にも、「三質疑応答がありました結果、国有財産の管理処分等に関し、処理の適正でない点については、別途昭和二十五年

度決算審査においてこれを調査することにしたしまして、この二件の計算書は、前に述べましたように、この計算書は、国有財産法第十三條の規定に違反する事項を含むものと認め、内閣は、速かに適當の措置をとり、以て法律の円滑な運用を期すべきである。」という警告を付しまして、これを承認することに異議がないと議決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。兩件は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて兩件は全会一致を以て委員長報告の通り議決せられました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次會の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。午後零時九分散會

○本日の會議に付した事件

- 一、漁業対策に関する緊急質問
一、日程第一 労働金庫法案
一、日程第二 工場抵当法及び飲業抵当法の一部を改正する法律案
一、日程第三 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第四 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
一、日程第五 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

- 一、日程第六 國民貯蓄債券法案
一、日程第七 設備輸出為替損失補償法案
一、日程第八 地方自治法第百五十條第四項の規定に基き、税關の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件
一、日程第九 昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、日程第十 昭和二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書

出席者は左の通り。

Table with columns for names and positions. Includes members like 佐藤 尚武君 (議長), 波多野林一君, 山本 米治君, etc.

昭和二十七年五月二十六日 参議院會議録第四十三号

和田 博雄君	深川榮左工門君
岩木 哲夫君	岩男 仁藏君
菊川 孝夫君	堀木 謙三君
岡村文四郎君	小笠原三三男君
須藤 五郎君	兼岩 傳一君
水橋 藤作君	岩崎正三郎君
上條 愛一君	千田 正君
松原 一彦君	田中 一君
矢嶋 三義君	永井純一郎君
吉川末次郎君	力三邦彦君
島 清君	池田七郎兵衛君
小林 亦治君	相馬 助治君
中村 正雄君	小松 正雄君
曾祿 益君	松浦 清一君

國務大臣
外務大臣 岡崎 勝男君
國務大臣 山崎 猛君

政府委員
大蔵大臣官房長 森永貞一郎君
水産庁長官 塩見友之助君
労働政務次官 溝口 三郎君

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

送料別

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
印刷 郵 局
電話九段側 一五〇〇
振替東京一〇〇〇〇
官報 庁